

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、そ  
の翌日が休日に当  
たる場合)

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十  
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
板倉整形脳外科 医院	八頭郡家町大字郡家 五九五一五	昭和五十五年二月一日
清水皮膚科形成 外科医院	米子市角盤町四丁目 二三番地	昭和五十五年二月四日

## 鳥取県告示第一百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づ  
き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十  
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬 四七一—一八	昭和五十五年二月一日

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づく  
鳥取県告示第百五十五号

## 鳥取県告示第百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年二月十五日  
令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

## 鳥取県告示第百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
岡村整骨院	鳥取市職人町二八番地	昭和五十三年七月三日

## 鳥取県告示第百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡村整骨院	鳥取市岩倉四三七番地の五	昭和五十四年十二月二十五日

## 鳥取県告示第百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、久米地区第一工区奥宮ほ場整備事業の施行に係る地域の換

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
今宮歯科診療所	鳥取市湖山町北六丁目四〇三	昭和五十五年二月五日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	昭和五十五年二月四日
清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三	"
板倉整形脳外科医院	八頭郡郡家町大字郡家五九五十五	昭和五十五年二月一日

地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年二月十六日から二十日間

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所

鳥取県告示第百六十一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

昭和五十五年一月八日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（長瀬地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十二号

昭和五十四年十月十五日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（市瀬地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年二月十六日から二十日間

三

四 羽合町役場  
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百六十三号

八頭郡船岡町大字見櫻四四二番地見櫻地区入会林野整備組合組合長平木武夫から申請のあつた見櫻地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第十一條第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県教育委員会告示第三号

昭和五十五年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

#### 昭和五十五年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

##### 一 募集学校及び募集生徒数

鳥取県教育委員会告示第二号  
定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

高等学 校名	学 科名	所 在 地	募 集 生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二一〇	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一の一	約一〇〇人

約一〇〇人

一日時

昭和五十五年二月十八日（月）午前十一時十五分

二場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三議題

1 昭和五十五年度教育行政施策について  
2 その他

## 二 出願資格

1 高等学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者

2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条  
各号の一に該当する者

2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

## 五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日

三 出願期間及び受付場所

## 1 出願期間

昭和五十五年四月二日（水）から同月四日（金）までとする。ただし、郵送による場合は、昭和五十五年三月三十一日（月）までの消印のあるものに限る。

## 2 受付時間

四月二日及び三日 九時から十七時まで

四月四日 九時から十二時まで

3 受付場所

各志望高等学校

## 四 出願手続

入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校長に提出しなければならない。

- (一) 入学志願書（各志望高等学校から交付を受けたもの）に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの
- (二) 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- (三) 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚（裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

1 昭和五十五年四月七日（月）九時から（ただし、八時三十分までに集合すること。）

## 2 場所

各志望高等学校

3 学力検査の科目

国語（現代国語及び古文）、数学（数学Ⅰ）及び英語

4 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

5 合格者の発表

昭和五十五年四月十日（木）十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

6 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しないこと。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

九 参項目

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させること。

国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期（四月から八月

143

まで) 及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。  
専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校  
の全日制課程に準ずるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目 烏

取

県

〔定価一部一箇月千円(送料を含む。)〕